相談窓口周知例

**仕事と育児の両立を進めよう！**

**１．育児休業（育休）は性別を問わず取得できます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 労働者。※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。夫婦同時に取得できます。  有期契約労働者は、申出時点で、子が１歳６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが確実である場合を除き、取得できます。  ＜対象外＞（対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）  ①入社１年未満の労働者　②申出の日から１年以内（１歳６か月又は２歳までの育児休業の場合は６か月以内）に雇用関係が終了する労働者　③１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |
| 期間 | 原則、子が1歳に達する日（誕生日の前日）までの間の労働者が希望する期間。配偶者が育児休業をしている場合は、子が１歳２か月に達するまで出産日、産後休業期間、育児休業期間、出生時育児休業を合計して１年間以内の休業が可能（パパ・ママ育休プラス）。保育所に入所できない等の場合は、１歳６か月まで取得可。１歳６か月以降も保育所に入所できない等の場合は２歳まで延長可。 |
| 申出期限 | 原則休業の１か月前までに●●部□□係に申し出てください。 |
| 分割取得 | 分割して２回取得できます。 |

**２．出生時育児休業(産後パパ育休）は男性の育児休業を促進する制度です。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 男性労働者。養子の場合等は女性も取得できます。配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。  有期契約労働者は、申出時点で、出生後８週間を経過する日の翌日から起算して６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが確実である場合を除き、取得できます。  ＜対象外＞（対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）  ①入社１年未満の労働者　②申出の日から８週間以内に雇用関係が終了する労働者  ③１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |
| 期間 | 子の出生後８週間以内に、４週間までの間の労働者が希望する期間。 |
| 申出期限 | 原則休業の２週間前までに●●部□□係に申し出てください。 |
| 分割取得 | 分割して２回取得可能（まとめて申し出ることが必要）。 |

**育児休業、出生時育児休業には、給付の支給や社会保険料免除があります。**

育児休業給付

育児休業（出生時育児休業を含む）を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%（180日経過後は50%）の育児休業給付を受けることができます。

育児休業期間中の社会保険料の免除

一定の要件（※）を満たしていれば、育児休業をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 制度に関する相談窓口、  申し込み先 | ○○部△△課　□□□□（内線○○、メールアドレス△△） |

* その月の末日が育児休業（出生時育児休業を含む、以下同じ）期間中である場合。令和４年10月以降に開始した育児休業については、月の末日に育児休業を取得している場合だけでなく、その月中に14日以上育児休業を取得した場合を含む。また、賞与に係る保険料については、１か月を超える育児休業を取得したことが必要。